

○案件 : 十日町市老人福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)

○募集期間: 平成27年1月25日～2月20日

○提案された意見数(意見提出者数): 2人

○ご意見に対する市の考え方

・十日町市春日190番地 大熊 寿美子 様 ・十日町市山本町3丁目 林 実 様	
ご意見	市の考え方
視覚障がい者でも介護サービスが必要になった時、介護サービスの利用や介護保険施設に入所することができるでしょうか。	要介護・要支援認定の申請をしていただき、要介護または要支援と認定されれば、在宅で介護保険のサービスを利用することができます。また、原則要介護3以上の認定であれば、介護保険施設の入所対象者となります。

※似た内容のご意見でしたので、一つのご意見としてまとめさせていただきました。